

医療技術部門管理資格認定制度 規則

平成 31 年 4 月 1 日 制 定
令和 4 年 4 月 1 日 改 定
令和 7 年 4 月 1 日 改 定

第1章 総則

第 1 条 医療技術部門管理資格認定制度（以下「本制度」という。）は専門的な知識、技術および病院経営の感覚を身につけ、病院における医療技術部門を組織的・横断的に管理運営するために、管理・経営方針を定め、実践・評価を行うものである。本制度は臨床検査部門だけでなく各医療技術部門の管理者として、管理運営に携わることができる臨床検査技師を育成し、医療の安全と患者の安心を守り、国民医療の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条 この制度は日臨技認定センター運営規程に基づいて実施する。

第 3 条 この制度の実施に必要な事項を定めるため、医療技術部門管理資格認定制度審議会（以下、「審議会」という。）を設置する。

第 4 条 審議会は一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下「日臨技」という）提携大学および有識者から委員を選出する。

1. 委員は日臨技から 3 名以内、提携大学及び有識者からそれぞれ若干名とし、合計 6 名以内とする。
2. 委員の任期は 2 年とし 6 年を上限とする。ただし、提携大学および有識者の委員はこの限りでない。
3. 補欠または増員により選任された委員の任期は、前項の規定に関わらず前任者のまたは他の現任者の在任期間とする。
4. 委員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第 5 条 審議会の議決は、構成委員の過半数が出席し、出席者の過半数の同意をもって行う。

第 6 条 審議会の議決は、日臨技認定制度協議会の議決を経て承認される。

第 2 章 医療技術部門管理資格認定試験受験申請者の資格

第 7 条 医療技術部門管理資格認定試験の受験を申請するものは、次の各項の条件を全て満たす者であり、虚偽の申請があった場合、2 年間の受験資格停止を行うこととする

- 一 日臨技の正会員であり、受験申請の直近 5 年以内の「日臨技生涯教育研修制度」

修了者であること

- 二 当会が指定する所定の科目を履修しているもの
- 三 臨床検査技師として、5年以上の従事歴があること

第3章 本制度の認定

第8条 本制度の受験資格審査および認定試験は、審議会の責任において実施し、試験に合格したものを認定する。

第9条 本制度の有効期限は5年間とし、水準を維持するために認定更新を行う。5年間に取得すべき資格更新審査基準単位は別表に定める。

第4章 本制度の資格喪失

第10条 本制度は1号から2号に該当する場合自動的に資格を喪失し、また、3号の場合は審議会が決定し、日臨技認定制度協議会の決議をもって認定資格を取り消すことができる。

- 一 本制度を辞退したとき。
- 二 審議会が認める講習会を受講しなかったもの。
- 三 本制度の認定者としての適格性を欠くと認めるとき。

第5章 ワーキンググループの設置

第11条 審議会は公平且つ円滑な認定試験実施ならびに資格更新制度維持のためワーキンググループを設置する事が出来る。

- 一、試験ワーキンググループ。
- 二、資格更新・研修会ワーキンググループ。
- 三、委員の任期は2年とし6年を上限とする、ただし、提携大学および有識者の委員はこの限りではない。
- 四、補欠または増員により選任された委員の任期は、前項の規定に関わらず前任者のまたは他の現任者の在任期間とする。
- 五、委員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第6章 規則の改廃

第12条 この規則の改廃は審議会の議決を経て、日臨技認定制度協議会の承認を受け

なければならない。

第7章 補則

- 第13条 この規則は 平成31年 4月 1日から施行する。
この規則は 令和 4年 4月 1日に改正する。
この規則は 令和 7年 4月 1日に改正する。

別 表（令和4年4月1日施行）

令和7年4月1日改定

「資格更新審査基準単位」

医療技術部門管理資格認定の資格更新審査に必要な最低単位数は200単位とし、次の中から取得した単位の合計数をもって審査する。

- 1：日臨技主催「オンライン勉強会」修了 10単位
- 2：日臨技主催「オンライン勉強会」後日視聴 5単位
- 3：日臨技主催「オンライン勉強会」発表 50単位
- 4：日臨技主催「集合研修・病院見学会」修了 50単位
- 5：日臨技主催「集合研修・病院見学会」企画・院内調整 150単位
- 6：日臨技主催「スキルアップ研修会」修了 50単位
- 7：外部団体主催「医療経営・医療マネジメントに関する指定研修会」修了 10単位
「医療経営・医療マネジメントに関する指定学会」修了 20単位

※指定学会・研修会については、審議会およびWGで決める。

※指定以外の学会・研修会において、医療経営・医療マネジメントに関連するテーマの場合は、個別判断を行う。

- 8：日臨技主催又は外部団体主催「学会や研修会における管理資格認定取得時課題レポート等」発表 50単位
- 9：審議会で指定したプロジェクトへの参画
参画期間に応じてひと月あたり5単位（最大120単位：24か月）

<指定プロジェクト>

- ・プロジェクトno.1：「臨床検査技師100人カイギ」／実施期間：2021.11.1より2023.9.30予定
- ・備考：運営メンバーとしての参画を想定

※尚、プロジェクトの追加指定については、随時、審議会およびWGで決める

以上